



嵐山町長選挙が行われます

8月21日告示 8月26日投票

9月8日に任期満了となる嵐山町長選挙が、8月21日告示、8月26日投票の日程で行われます。

候補者の政見を掲載した選挙公報も発行されますので、あなたの貴重な一票の判断材料にしてください。

投票できる人は

満20歳以上の人はすべて選挙権をもっていますが、市町村の選挙人名簿に登録されていなければ投票できません。他の市町村から転入された人や満20歳になった人で、今回の選挙時登録により新たに登録されるのは、次の要件を満たした人です。

●住所要件 平成24年5月20日までに嵐山町に転入届出をし、引き続き住民基本台帳に記載されている人

●年齢要件 平成4年8月27日までに生まれ

なお、選挙人名簿に登録されていても嵐山町から他の市町村へ、転出された場合は、投票できません。

投票時間は

投票時間は午前7時から午後8時までとなっていますので投票所で投票してください。

代理投票

投票所で身体の障害などのため、自分で投票用紙に候補者の氏名を書くことができないかたのための制度です。代理投票をされるかたは、投票の当日、投票所の係員にお申し出ください。

選挙公報

選挙公報は新聞折込にて配布します。また、町内の公共施設等にも用意しますので、ご覧ください。

開票

即日開票します。開票は、午後9時から町民ホールで行います。参観もできますので、ご希望のかたは選挙管理委員会までお問い合わせください。

投票速報

8月26日(日)午前9時頃からテレドームによる投票速報をお伝えしますのでご利用ください。
☎0180-994440

わからないことは選管へ

選挙のこと、例えば投票所入場券が届かない、投票所の場所が分からないといったことがありましたら、遠慮なく役場総務課内選挙管理委員会へご連絡ください。

嵐山町長選挙投票所一覧

投票区名	投票所の場所	対象区域
第1投票区	嵐山町ふれあい交流センター内	菅谷
第2投票区	川島集会所内	川島
第3投票区	志賀第一区集会所内	志賀1区
第4投票区	志賀二区自治会館内	志賀2区
第5投票区	平沢コミュニティセンター内	平沢
第6投票区	千手堂構造改善センター内	千手堂・遠山
第7投票区	鎌形集会所(北部)内	鎌形
第8投票区	大蔵構造改善センター内	大蔵・根岸・將軍沢
第9投票区	杉山公民館内	広野・杉山・太郎丸
第10投票区	嵐山町北部交流センター内	吉田・越畑・勝田
第11投票区	古里コミュニティ消防センター内	古里
第12投票区	知識の森嵐山町立図書館内	むさし台

嵐山町選挙管理委員会 (☎62-2151 嵐山町役場総務課内)

投票日に投票できない人は期日前投票を

投票は、投票日に有権者が投票所へ行き、自分で候補者の氏名を書いて投票するのが原則です。しかし事情(例えば、会社の出張、旅行、病気やけが、出産で入院されるなど)により、投票日に投票所へ行けない見込みのかたのために期日前投票制度があります。

期日前投票のできる期間は、告示日の翌日8月22日(水)から投票日の前日8月25日(土)までの4日間です。

この期間は、毎日午前8時30分から午後8時まで受け付けますので、嵐山町役場1階町民ホールへお越しください。

病院などに入院中の人は

入院中の病院又は老人ホームなどが、県の指定する不在者投票指定病院又は、指定老人ホームであれば、その施設内で投票できます。詳しくは入院先の病院等にお尋ねください。

郵便による不在者投票

身体に重度の障害のあるかたのために設けられた、在宅で投票できる制度です。

この制度を利用できるのは、身体障害者手帳をお持ちで「両下肢・体幹・移動機能の障害の程度」が1級若しくは2級のかた、「心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう若しくは直腸・小腸の障害の程度」が1級若しくは3級のかた、「免疫若しくは肝臓の障害の程度」が1級から3級までのかた、戦傷病者手帳をお持ちで「両下肢・体幹の障害」が特別項症から第2項症のかた、「心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう若しくは直腸・小腸若しくは肝臓の障害」が特別項症から第3項症までのかた、介護保険による要介護状態区分が「要介護5」に認定されているかたなど一定の条件に該当するかたです。

ただし、郵便投票をするには、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受け、その証明書を添えて、投票日の4日前までに、本人が署名した文書で選挙管理委員会へ請求することになります。